

電気機器組立て職種(配電盤・制御盤組立て作業)

作業の定義	配電盤や制御盤等を組立て、配線し、必要な試験を行って規格どおりに調整する作業をいう。		
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	<p style="text-align: center;">第1号技能実習</p> (1)配電盤・制御盤組立て作業 ①組立て及び加工作業 ②器具の取付け作業 ③配線及び接続作業	<p style="text-align: center;">第2号技能実習</p> (1)配電盤・制御盤組立て作業 ①接続図による作業段取り作業 ②組立て及び加工作業 ③器具の取付け作業 ④配線及び接続作業 ⑤電気回路の点検作業	<p style="text-align: center;">第3号技能実習</p> (1)配電盤・制御盤組立て作業 ①接続図による作業段取り作業 ②組立て及び加工作業 ③器具の取付け作業 ④配線及び接続作業 ⑤電気回路の点検作業 ⑥据付・調整作業(必要に応じて行う) ⑦電気試験(通電動作、絶縁耐力試験等)作業 ⑧配電盤・制御盤等の改修(補修)作業(必要に応じて行う)
	<p>(2)安全衛生業務</p> ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③電気機器組立て職種に必要な整理整頓作業 ④電気機器組立て職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業		
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連業務</p> ①回転電機組立て作業 ②変圧器組立て作業 ③開閉制御器具組立て作業 ④回転電機巻線製作作業 ⑤基本工作作業 1.けがき、切断、穴あけ 2.ねじ切り、やすりがけ、はつり、かしめ <p>(2)周辺業務</p> ①運送作業(工場から現場等) ②フォークリフトの運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ③クレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) ④移動式クレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑤高所作業車の運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑥アーク溶接作業(特別教育が必要。) ⑦ガス溶接作業(技能講習が必要。) ⑧玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑨廃材処理作業 <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	主材料としては、配線用遮断器、開閉器、継電器、変成器、計器、表示器、操作器、端子台、電線、ケーブル、絶縁材料、金属材料、導電・半導体材料等があるが、特に限定すべきものは無必要な素材(機器・材料)を使用すること。		
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>一つ以上必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。</p> <p>①器具等</p> 1.ドライバ、スパナ、ペンチ、ニッパ、モンキレンチ、トルクレンチ、ハンマ 2.はんだごて、ワイヤストリッパ、圧着工具、ダクトカッター 3.スケール、ノギス、マイクロメータ、けがき針、ポンチ 4.万力、組やすり、タッパ、ダイス、リーマ、ホールソー 5.計測器 6.その他関係器具工具類 <p>②機械等</p> 1.電気ドリル、卓上ボール盤、両頭グラインダ 2.巻線機、プレス、シャー、バイド機、乾燥炉 3.回転機、変圧器、配電盤・制御盤 4.塗装設備 5.各種揚重運搬機械等 6.その他関係機械設備(各種溶接機等)		
製品等の例(該当するものを選択すること。)	1.高圧配電盤 2.低圧配電盤 3.分電盤 4.制御盤(操作盤を含む) 5.監視盤(表示盤を含む) 6.警報器盤		
移行対象職種・作業とはならない業務例	1.電子回路接続作業のみ 2.電子機器組立て作業 3.電気機械修理作業 4.電気機械器具修理作業 5.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合		